

## 環境衛生管理業務実施要領

環境衛生管理業務の基準を示すものでありその基準は下記のとおりである。

### 1 受託者の資格

次に掲げる事項を満たす者とする。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号「以下、（法）」という。第12条の2第1項の規定に基づき、同項第4号及び第5号並びに第6号に係る岐阜県知事の登録を受けている者であること。
- (2) 法第7条第1項の規定に基づき、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者を有する者であること。

### 2 業務内容

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）及び興行場法（昭和23年法律第137号）の規定に基づき、次の業務とする。

#### (1) 空気環境測定業務

- ① 測定項目 浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、炭素ガスの含有量、温度、相対湿度、気流
- ② 実施回数 2月以内ごとに1回

階	測定箇所数
1	3カ所
2	3カ所
3	3カ所
5	5カ所
6	3カ所
計	17カ所

#### (2) 飲料水水質業務

##### ① 残留塩素測定業務

(ア) 検査項目 残留塩素（味、臭気、色度、濁度その他の状況により供給する水に異常を認めた時は必要な項目を検査する。

(イ) 検査回数 7日以内ごとに1回

##### ② 定期水質検査業務

###### (ア) 検査項目

一般細菌、大腸菌群、鉛、亜硝酸態窒素、硝酸性窒素及び亜硝酸酸性窒素、亜鉛、鉄、銅、塩化物イオン、蒸発残留物、有機物質等、pH値、味、臭気、色度、濁度

(イ) 検査回数 6月以内に1回

### ③ 特例水質検査業務

#### (ア) 検査項目（消毒副生成物等）

シアン化合物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromokクロロメタン、臭素酸、総トリハトメタン、トリクロロ酢酸、ブromोजクロロメタン、ブromohホルム、ホルムアルデヒド

#### (イ) 検査回数 6月1日から9月30日までの間に1回

(3) ねずみ・害鳥・害虫防除業務 6か月以内に1回実施

#### (4) 飲料用貯水槽掃除業務

① 受水槽 年1回

② 高架水槽 年1回

#### (5) 雑用受水槽掃除業務

① 受水槽 年1回

② 高架水槽 年1回

(6) 汚水槽 6か月以内に1回

### 3 主任者の配置等

(1) 従事者の中から総括主任者を選任すること。

(2) 従事者の中から掃除業務、環境衛生管理業務ごとに主任者（以下「業務別主任者」という。）を選任すること。

(3) 総括主任者の責務は、次のとおりとする。

① 業務を総括し、業務別主任者の指揮監督にあたること。

② 仕様書等により、業務内容を完全に理解し適正かつ効率的に業務を遂行すること。

③ 連絡調整を担当し、適正かつ効率的に業務を遂行すること。

④ 従業者の技術教育を担当し、従業者の資質向上を図ること。

⑤ 従業者の防災教育を担当し、従業者の資質向上を図ること。

(4) 業務別主任者は、原則として業務あるときは会館に出勤し、総括主任者の指示を受け、現場の指導・監督を行い、業務を完全履行すること。

(5) 環境衛生管理業務主任者は、法第7条第1項の規定に基づく建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者の中から選任するものとし、同人を法第6条第1項の規定に基づくぎふ清流文化プラザの建築物環境衛生管理技術者に位置付けること。

### 4 提出書類等

(1) 業務委託後速やかに「業務実施要領書」及び「業務実施計画書」を作成すること。

(2) 「月間業務実施計画書」を前月25日までに作成すること。

(3) 業務完了後速やかに「業務結果報告書」及び「業務従事者勤務実績表」を作成すること。なお、環境衛生管理業務に係る「業務結果報告書」には、業務を実施した日時、方

法、場所、条件、結果及び実施責任者氏名を明記し、証拠書類を添付するものとする。

- (4) 「業務結果報告書」の副本を作成し、業務終了後 5 年間以上保存しなければならない。
- (5) 必要と認める場合は、「月間業務結果報告書」の提出を求めることができる。

#### 5 安全確保業務

- (1) 業務の遂行にあたり各種取扱説明書、注意書等を理解し安全確保に努めること。
- (2) 火気の始末、不要可燃物の除去を徹底し、火災の防止に努めるとともに、避難誘導路を確保すること。
- (3) 従業者に対し、業務に関する研修及び使用器具の必要等必要な訓練を十分に行い業務中における施設設備等の損傷、事故の防止に努めること。

#### 6 業務の条件

飲料水水質検査業務中、定期水質検査業務及び特例水質検査業務については、法第 12 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき「建築物飲料水水質検査業」の岐阜県知事登録を受けている水質検査機関において実施しなければならない。